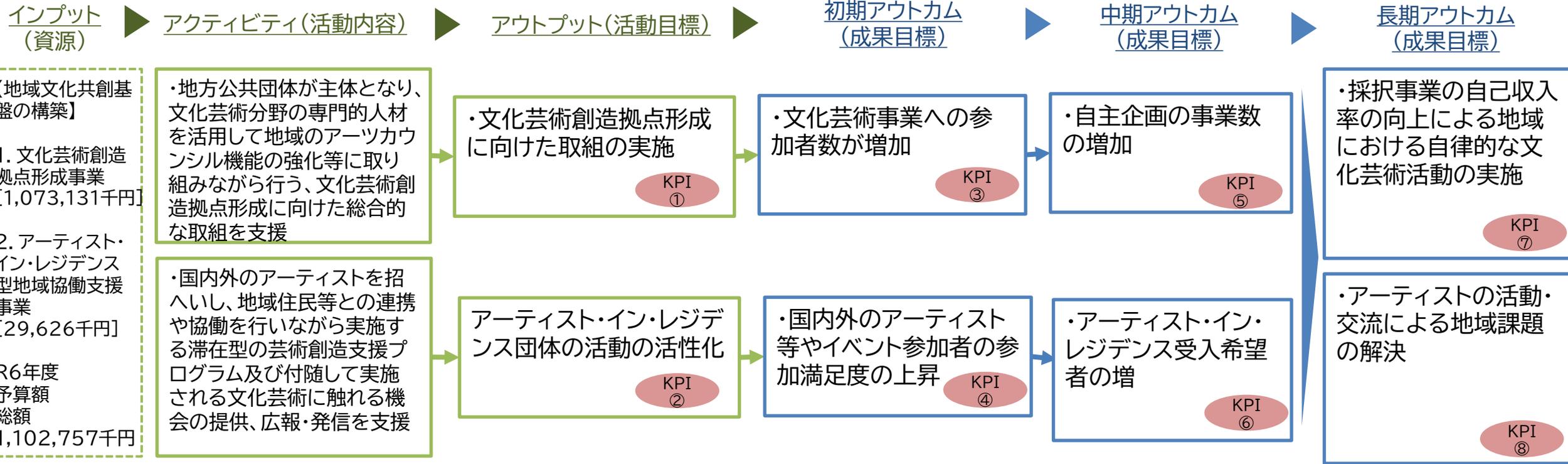


「地域文化共創基盤の構築」ロジックモデル (R6年予算額:1,103百万円)

本事業の目的

- ・各地域における特色ある主体的な取組を推進し、文化芸術による豊かな社会の実現を目指す。
- ・文化芸術活動の地域偏在解消を図る。
- ・地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組や地域を拠点にしたアーティストと地域住民等との協働を一体的に実施することにより、文化芸術による地域課題の解決を促進し、ひいては地域の活性化にも寄与する。



測定指標と目標値

KPI ① ・採択件数 (R6年度37件)

KPI ② ・採択件数 (R6年度8件)

KPI ③ ・総参加者数が前回より増加した事業の割合 (R6年度80%)

KPI ④ ・国内外のアーティスト等やイベント参加者の参加満足度 (R6年度90%)

KPI ⑤ ・専門人材が関与した自主企画が前回より増加した事業の割合 (R6年度55%→R9年度70%)

KPI ⑥ ・受入希望者(問合せ国内外アーティストの数)の対前年度比 (R6年度120%→R8年度120%)

KPI ⑦ ・自己収入率が向上した事業の割合 (R6年度58%→R13年90%)

KPI ⑧ ・地域課題の改善が見られた割合 (R6年度70%→R13年度90%)

## 現状・課題

- 各地域における特色ある主体的な取組を推進し、文化芸術による豊かな社会の実現を目指すためには、地方公共団体や文化芸術団体、アーティスト、地域住民等のステークホルダーが連携・協働して活力のある施策を展開することで、新たな文化芸術を創造する芽を育むソフト基盤を構築・強化していくことが重要。
- 文化芸術活動の地域偏在解消のため、地方公共団体における地域文化振興に向けたさらなる機能強化やアーティストと地域住民等との協働活動に係る先進事例の蓄積と活用を相互に連携を図りながら総合的・戦略的に推進していくことが必要。

## 事業内容

- 我が国の文化芸術の基盤となる多様で特色ある地域の文化芸術の振興を図るため、地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組や地域を拠点にしたアーティストと地域住民等との協働を一体的に実施することにより、文化芸術による地域課題の解決を促進し、ひいては地域の活性化にも寄与する。

### 1. 文化芸術創造拠点形成事業 1,073百万円 (1,086百万円)

- ・ 地方公共団体における地域文化振興に係る機能強化を図るため、専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2、48事業程度）。

[長野県]地域アーツカウンシルの機能強化



信州アーツカウンシル キックオフイベント  
撮影：安徳希仁

[札幌市]札幌国際芸術祭を核とした「メディアアーツ都市・札幌」推進事業



Creative Knock2022-ゼロからはじめるCG制作ワークショップ



### 2. アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業 30百万円 (30百万円)

- ・ アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援する（7事業程度）。

#### アウトプット（活動目標）

- ・ 文化芸術創造拠点形成事業採択件数：48件
- ・ アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業採択件数：7件

#### 短期アウトカム（成果目標）

- ・ 地域における文化芸術事業への参加者数の増加
- ・ 文化芸術創造拠点形成事業における自主企画事業数の増加
- ・ アーティスト・イン・レジデンスにおけるアーティスト等や地域の参加者の参加満足度の上昇
- ・ アーティスト・イン・レジデンス受入希望者の増加

#### 長期アウトカム（成果目標）

- ・ 地域における自律的な文化芸術事業の実施
- ・ 文化芸術活動の地域偏在の解消

# 令和6年度文化芸術創造拠点形成事業 募集案内（抜粋）

## (2) 具体的な要件

下記①～⑤の全てに合致する事業を支援の対象とします。

### ① 実施主体

地方公共団体が**主体的に**実施する事業であること。

### ② 専門人材を活用した総合的な文化芸術施策

下記の「専門人材に求められる役割」に記載する機能を担う専門人材（個人・団体及び単一・複数の別を問わない。）を軸として、文化芸術事業の企画立案・遂行、地域の文化芸術活動に対する支援、文化芸術の担い手の育成、文化芸術基盤形成のための調査研究など、地域の文化芸術振興に資する複数の取組を有機的に連携させる総合的な文化芸術施策であること。

#### 専門人材に求められる役割

- コーディネート機能  
保有する人的ネットワークを生かし、地方公共団体と関係団体間、事業間・団体間の関係構築や調整等を行う。
- 中間支援機能  
中立的な立場から、文化芸術団体等に対して活動への助言や提案などの支援を行う。
- 普及啓発機能  
文化芸術活動について、地域住民等に対し、分かりやすく情報発信等を行う。

#### 専門人材に期待される活動の例

- 地域の文化資源の発掘、文化芸術活動に係るニーズの把握、申請事業の効果測定などに資する調査研究
- 地域住民の文化芸術活動への参加促進やアーティストとの交流を目的としたワークショップ等の企画・実施
- 地域住民への鑑賞機会の提供を目的とした文化芸術事業の企画・実施
- 地域文化芸術活動の担い手の創出を目的とした人材育成
- アーティストからの作品発表・活動資金等に係る相談受付

・・・など

③ 地域協働による事業推進

芸産学官民など多様な主体との連携を企図する事業であること。

④ 実施計画の策定

複数年度（3～5年程度）に渡る実施計画を策定し、これに沿って継続的・計画的に実施される事業であること。

⑤ 達成目標に即した効果測定の実施

事業目的に整合し、実施計画に掲げる目標の達成度を把握することができる適切な定量的指標を設定した上で、実効的な効果測定及び進捗管理を行い、事業全体のさらなる精緻化・高度化に向けた改善を進めること。

**留意点**

・本事業は一定以上の事業規模を有する取組を支援対象として想定していますので、小規模の取組については採択されない場合があります。

**4. 補助金交付の対象となる事業期間**

令和6年4月1日（又は令和6年4月2日以降の交付決定により通知する日）から令和7年3月31日まで

**留意点**

本事業は令和6年度末までを補助対象期間とするものであり、今回の募集において採択を受けたことをもって、令和7年度以降の採択や補助金交付を保証するものではありません。

## 5. 補助金の内容

### (1) 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、下記①～④の全ての条件を満たす金額を補助します。

- ① 補助対象経費の2分の1以内の額を上限とします。
- ② **8,000万円**を上限とします。
- ③ 申請者自己負担額の5倍以内の額を上限とします。
- ④ 自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とします。

#### 補助額上限の計算例

**補助対象経費 1億円、申請者自己負担額 800万円、  
自己収入額 7,000万円の場合**

- |       |   |  |
|-------|---|--|
| ①について | : | 1億円×1/2 = 上限 5,000万円                                       |
| ②について | : | 上限 8,000万円   |
| ③について | : | 800万円×5 = 上限 4,000万円                                       |
| ④について | : | 1億円×1/2 = 5,000万円 < 7,000万円<br>→1億円 - 7,000万円 = 上限 3,000万円 |



補助額上限 = 3,000万円

#### 留意点

補助金の額は、文化庁の本事業予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が補助金の額に反映されるため、**応募された金額の全額を満たすとは限りません。**

## (2) 補助対象経費

金額は積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。

区分	費目	内 訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、 <u>企画制作料</u> <sup>注1</sup> 等
舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	<u>会場使用料(付帯設備費を含む)</u> <sup>注2</sup> 、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
人件費・旅費・報償費	人件費	事務整理等、会場整理等にかかる給料、労災保険料等 ※本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 ※給料として支給するものに限る。期末手当等は対象外。
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、 <u>宿泊費、日当</u> <sup>注3</sup> 等
	<u>報償費</u> <sup>注4</sup>	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費・補助金	委託費	委託費
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 (事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。)

### 留 意 点

上記の補助対象経費に含まれるものであっても、社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。

### (3) 個別の費目に関する制限・注意事項

#### ■ 企画制作料／注1

補助事業における専門人材の活動経費や企画・制作等に直接関わるスタッフの  
人件費については、「文芸費」のうち企画制作料に計上することができます。

ただし、社会保険料・通勤手当・期末手当等は計上できません。

なお、組織の維持・運営のための人件費（事務職員給与等）や、補助事業に  
従事していない時間に係る人件費は対象外になります。

#### ■ 会場使用料／注2

地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない  
場合に限り、会場使用料として計上することができます。

#### ■ 宿泊費・日当／注3

原則、申請者である地方公共団体の出張旅費規程・基準等に定められた金額  
を上限として補助対象経費に計上可能です。この場合、事業終了後の実績報告  
に際し、当該規定・基準等を提出する必要があります。

## ■ 報償費（謝金）／注4

申請者である地方公共団体が謝金基準を定めている場合、原則、当該基準に定められた業務及び金額に従い支払われた謝金を補助対象とします。この場合、事業終了後の実績報告に際し、当該謝金基準を提出する必要があります。

申請者において謝金基準を定めていない場合、もしくは当該基準に準拠せず支払われた謝金については、下記「諸謝金単価表」に定める金額を超える部分を補助対象外とします。

なお、地方公共団体の謝金基準及び下記諸謝金単価表のいずれにも定められていない業務については、報償費（謝金）としての計上ができませんので留意してください。（出演費などの他の適当な費目に計上することは差し支えありません。）

### 諸 謝 金 単 価 表

	区 分	単 位	基 準 単 価	備 考
1	会議出席謝金(1)(2時間以上)	日	22,700	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(1)	時間	11,300	"
3	会議出席謝金(2)(2時間以上)	日	19,600	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
4	会議出席謝金(2)	時間	9,800	"
5	会議出席謝金(3)(2時間以上)	日	14,000	協力者会議や懇談会等、政策への影響度が高い会合への出席
6	会議出席謝金(3)	時間	7,000	"
7	講演謝金	時間	11,510	講演会、講習会等において専門的なテーマで講演するもの
8	講義謝金(母国語)	時間	8,050	テキスト等を使用し、ある程度の知識がある者(実務担当者等)を対象に講義するもの
9	講義謝金(外国語)	時間	16,100	受講者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えたテキストを使用するもの
10	実技・指導等謝金(母国語)	時間	5,200	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導をするもの
11	実技・指導等謝金(外国語)	時間	10,400	受講者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えて教授・指導するもの
12	助言謝金(母国語)	時間	5,200	政策の立案の参考になるだけのものや、コメントを述べる程度のもの
13	助言謝金(外国語)	時間	10,400	助言を受ける者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えて助言するもの
14	作業補助等労務謝金	時間	1,210	雇用期間が継続2ヶ月以内のもの(月額9,300円未満は税額0円、それ以上は月額表)
15	作業補助等労務謝金(2ヶ月超)	時間	1,210	雇用期間が継続2ヶ月を超えるもの(月額88,000円未満は税額3.063%、それ以上は月額表)
16	司会・報告者謝金	時間	4,080	記念式典、研究会等において司会もしくは事例発表等報告するもの
17	審査謝金(1)(2時間以上)	日	14,260	討論形式による選考会・書類審査(審査会)
18	審査謝金(1)	時間	7,130	"
19	審査謝金(2)	時間	4,790	討論形式によらない書類審査
20	執筆謝金(母国語)思想・文献等	枚	2,550	思想・文献・随想・提言等影響度が高いもの(日本語等:400字、英語等:200ワード)
21	執筆謝金(母国語)	枚	2,040	一般(日本語等:400字、英語等:200ワード)
22	執筆謝金(外国語)思想・文献等	枚	6,420	思想・文献(日本語等:400語、英語等200ワード)
23	執筆謝金(外国語)	枚	5,100	一般(日本語等:400語、英語等200ワード)
24	グラビア作成謝金	頁	5,100	撮影において専門的技術及び知識・経験を求められるもの
25	校閲謝金(母国語)	枚	1,020	一般(400字)
26	校閲謝金(外国語)	枚	2,550	一般(300語)
27	対談・座談会出席謝金(2時間以上)	日	16,710	表紙等に掲載されたり、一般の会議等より積極的な発言を求められるもの
28	対談・座談会出席謝金	時間	8,360	"
29	揮毫謝金	枚	220	氏名、日付程度の筆耕を依頼するもの
30	表紙・原画等揮毫謝金	枚	15,890	印刷物の表紙、原画(ポスターを含む)を依頼するもの
31	同時通訳謝金(英語)	日	93,500	午前または午後の拘束時間が4時間以内の場合は、半日料金。正午をはさむ場合は1日料金
32	同時通訳謝金(英語以外の外国語)	日	94,440	"
33	逐次通訳謝金(英語)	時間	11,690	話者が2~3センテンス話し終えるごとに通訳するもの
34	逐次通訳謝金(英語以外の外国語)	時間	11,810	"
35	翻訳謝金(和文英訳)	枚	6,250	和文→英文(200ワード)
36	翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,380	英文→和文(400字)
37	翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,960	英文以外→和文(400字)
38	翻訳謝金(外国語間)	枚	6,820	外国文→外国文(200ワード)

#### (4) 補助対象とならない経費

- 事務職員給与（社会保険料・通勤手当・期末手当等を含む。）
- 事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）
- 事務機器・事務用品等の購入・借用費（文房具などの消耗品を含む。）
- 先進事例等の視察に係る旅費
- 航空・列車・船舶運賃の特別料金  
（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）
- タクシー料金
- ビザ取得経費
- 印紙代
- 各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外送金手数料 等）
- 委託契約に係る一般管理費のうち 10%を超える部分
- 交際費・接待費
- 手土産代
- レセプション・パーティーに係る経費
- 打ち上げ費
- 飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可とする。）
- 施設整備費
- 備品等購入費
- コンテスト・コンペティション・ハッカソンなどの賞金及び副賞等  
（賞状、表彰盾、トロフィーやノベルティは可とする。）
- アーティストなどの活動に対する助成金・支援金
- クラウドファンディングの返礼品に係る経費

・・・など

#### 留 意 点

- 上記の経費は、外部に委託を行った際の委託費に含まれる場合も補助対象経費として計上できません。
- 次年度の事業に関する準備経費は、経費としては一切計上できません。  
(補助対象外経費としても計上不可)

## III. 審査及び審査後の手続等

### 1. 審査方法

提出された応募書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採択事業及び採択件数を決定します。

審査に当たっては、次項「2. 審査の視点」に掲げる項目により総合的に評価を行います。

### 2. 審査の視点

#### (1) 事業趣旨・効果

- 地域の文化芸術基盤を構築し、持続的に創造的な文化芸術活動が生み出されることが期待できるような文化芸術創造拠点の形成を目指しているか。
- 地域の実情や特色を踏まえ、明確な事業目標とその達成に向けた戦略を立てているか。
- 当該年度が取組内容が、地域の総合的な文化芸術振興に向け、専門人材を軸として実効的な取組を有機的に連携させるものとなっており、事業目標の達成が期待されるか。
- 子ども、高齢者、障害者、訪日外国人など、多様な属性を持つ人々の参加を促す工夫がなされているか。受益者が限定されていないか。
- 前年度に採択を受けている地方公共団体については、当該年度を取組内容が前年度を取組の成果を十分踏まえたものになっているか。

#### (2) 事業計画

- 効果測定のコエ方や目標設定が明確かつ適切であり、目的達成に向けた定量的・計画的な進捗管理が担保されているか。
- 収支計画が妥当であり、実現可能性が担保されているか。

#### (3) 実施体制

- 芸産学官民など多様な主体との連携が予定されており、各主体の事業における役割が明確であるか。  
また、地方公共団体の内部において他の部局等との連携が予定されており、総合的な施策推進の体制が確保されているか。
- 申請団体である地方公共団体の主体性が十分に発揮できる体制になっているか。特に、事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合でも、実施主体である地方公共団体が事業全体の統制を図りながら進捗管理し、適切に遂行できる体制となっているか。

- 補助期間中のみの一過性の取組ではなく、補助事業を通じて地域に知見やノウハウ、ネットワーク等が残る手法・体制となっているか。
- 地域住民等を巻き込んだ事業内容であり、地域の関連団体や地域住民等とのビジョンの共有方法が効果的かつ明確であるか。
  
- 専門人材
- 専門人材をコーディネート機能、中間支援機能、普及啓発機能を持った人材として捉えているか。また、地域に根差した専門人材の育成・活用方針は適切かつ明確であるか。
- 申請事業の趣旨・目的に照らし、専門人材に求める役割や想定する活動内容が適切かつ効果的なものであるか。
- 専門人材の処遇等や期待する役割・活動等を実現するために必要な資質・能力の条件などが適切に設定されており、それに基づいて適切な人材が選定されている（される予定となっている）か。

# 令和6年度アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業 募集案内（抜粋）

## 3. 補助対象となる事業の内容、補助金の上限額

海外のA I R実施団体と協働または協働の計画を構想している国内のA I R実施団体が、外国人アーティストを招へいし、滞在地域において国内アーティストをはじめ地方公共団体、アート関連団体、文化施設、教育機関、地域住民等と交流・連携しながら滞在型の創作活動を行い、地域の文化芸術の創造・発信拠点の形成に資する取組を支援。

※対象となる芸術分野に限定はありません。

補助金の上限額：400万円

採択団体は7件程度

下記の必須プログラム（i）および（ii）を補助の条件に従って実施する場合に応募できます。

### ◎必須プログラム

（i） 海外のA I R実施団体と交換プログラムを実施、計画進行中又は計画を構想している国内のA I R実施団体が行う取組であって、外国人アーティスト等を招へいし、国内アーティストや地域住民等との連携や協働を行いながら実施する滞在型の創作活動支援。

【滞在期間が1か月間（30日間）以上（パフォーミングアーツ分野は2週間（14日間）以上）のものに限ります。】

（ii） 招へいした外国人アーティスト等の滞在中に、地域住民をはじめ広く一般を対象として、文化芸術に触れる機会を提供するためのイベント等の開催。

また、必須プログラム以外に、下記のプログラムを任意で実施することが可能です。

### ◎任意プログラム

海外のA I R実施団体との交換プログラム活動を相手国において実施するための海外への交換派遣を支援する取組（交換プログラムを実施する場合に限る）

#### 4. 補助の条件

◎下記について目標を立てた上で成果を図ること。

##### 具体的な数値を目標として設定する項目

(1) 外国人アーティスト等やイベント参加者の参加満足度

(外国人アーティスト等や国内アーティストがキャリア向上や滞在地域の文化芸術振興に寄与したと感じることができたか、またイベント参加者が参加したことに満足できたか、といったことについての目標を設定してください。)

(2) AIR受入希望者(問い合わせしてきた国内外アーティスト)の数

(3) 外国人アーティストが滞在中に交流・連携した団体(地方公共団体、アート関連団体、文化施設、教育機関等)の数

(4) 外国人アーティストがAIRプログラムを通じて交流した地域住民の累計数

##### 質的な目標として設定する項目

(5) 招へいアーティスト等による滞在創作活動を通じ、地域に与える効果・変化

## 5. 補助金に関する注意点

- 補助金の額は、文化庁の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、応募金額全てを満たすとは限りません。
- 補助事業終了後の精算時において、補助対象経費が見積額より少なくなった場合や自己収入額が見積より多くなった場合には、最終的に支払う補助金の額が補助金の交付決定時より減額となる場合があります。
- 事業終了後には、申請書類に記載されている計画どおりに実施されているか等について実績報告書等に基づき確認を行い、補助金の額を精算した上で最終的に額を確定します。
- 補助金の支払は、原則として事業完了後の精算払を予定しております。概算払については、関係省庁と協議し、承認された場合のみ可能となります。
- 申請書類と実績報告書を比較し、大幅な経費の減額や計画の変更、又は虚偽の報告等が認められた場合は、補助金の減額や返還などを求めることがあります。
- 採択後に応募書類の記載内容から大幅な変更が生じた場合、又は経費の内訳で計上できない経費が判明した場合は、補助対象外となる場合があります。
- 事業を実施するための予算については、国の補助だけでなく、地方公共団体や民間団体（企業、助成団体等）等の外部資金の確保に努め、将来的な自走化を見据え、持続的な事業実施が可能となるよう運営面で工夫すること。

## 6. 補助金交付の対象となる事業期間

令和6年4月1日（又は令和6年4月2日以降の交付決定の通知による日）から令和7年3月31日まで

※上記期間外に要した経費は、補助対象とならないため御留意ください。

## Ⅱ 補助対象となる経費等について

### 1. 計上できる経費（補助対象経費）

計上できる補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。金額は、見積書等により積算根拠を明確にした上で計上してください。日本円でのみ対象となります。

#### ◎必須プログラム

項目	内 訳
旅 費	国際航空賃、国内交通費（以下留意点を参照）、滞在費（宿泊費、日当）
会場費	会場使用料（付帯設備費、光熱水費を含む。）、会場設営費
創作活動費	材料費、機材借料費、燃料費、資料購入費、調査費、制作補助費、消耗品費、処分費等
文芸費	運営スタッフ費
謝 金	リサーチ活動協力謝金、翻訳謝金、通訳謝金、審査謝金、講師謝金、出演謝金、助言謝金、会場整理員賃金等
宣伝費	広告宣伝費（広告物の作成及び掲載費用を含む。）、看板作成費、ウェブサイトでの告知用ページ作成費等
印刷費	プログラム印刷費、図録編集・印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、チラシ・パンフレット・ポスター印刷費、活動記録作成費、各種デザイン料、案内状作成費、公募案内印刷費等
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費、材料運搬費、車両借料（燃料代を含む。）等
諸経費	案内状送付料、録画費、録音費、写真費、通信費、会議費等

#### <留意点>

海外のAIR実施団体との交換プログラムによる外国人アーティストの招へい経費については、相手団体との交換要件に合わせた上で、日本側団体に発生する経費のみを補助対象経費とします。

#### 旅 費

- ・招へい外国人アーティスト等の「国内交通費」とは、原則、空港～滞在先までの往復交通費を想定しています。
- ・同時滞在国内アーティスト等の「国内交通費」とは、原則、自宅～滞在先までの往復交通費を想定しています。
- ・「日当」とは、滞在中の食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費をまかなうための経費を想定しています。滞在アーティストに対する手当（報酬）は補助対象外となります。
- ・日当を支給する場合、日当と日々の域内における国内交通費を二重に計上することは出来ません。（日本到着空港～滞在先までの往復交通費を除く）
- ・「宿泊費」とは、招へいアーティスト等が滞在のためにホテル等の有料宿泊施設を利用した際に係る経費を想定しています。ただし、応募者自ら設置し、管理する宿泊施設に係る経費は原則補助対象外となります。
- ・招へい外国人アーティストの滞在期間中の一時帰国・再来日に係る費用は補助対象外です。なお、一時帰国、再来日に係る「国内交通費」、その移動日に係る「滞在費」も補助対象外となります。
- ・滞在アーティストの審査に関する審査員に係る経費や移動費として「国内交通費」や「滞在費」も対象とします。

#### 会場費

- 作品の制作スペースや地域住民参加型のイベントを行う際にかかる必要な経費が対象となります。
- 応募者自ら設置し、管理する会場施設に係る経費は原則補助対象外となります。

#### 創作活動費

- アーティストが滞在中に行う作品の創作活動に必要な経費（実費）についてのみ対象とします。概算金額をプログラムの開始時に一括等で支給する場合は、当該経費の適切な執行がなされるよう管理してください。招へいアーティスト等に対する謝礼・報酬にあたる経費は補助対象外です。

#### 文芸費

- 「運営スタッフ費」については、プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター又は通訳等、本事業の実施に直接従事するスタッフの直接作業時間に対する人件費に限り、組織の維持、運営のための人件費は対象外となります。

#### 謝金

- 本補助事業で招へい・滞在し創作活動を行うアーティスト等に対する謝礼・報酬は補助対象外です。なお、滞在アーティストの創作活動に係る経費（旅費以外の実費等）については、創作活動費に計上してください。
- 「リサーチ活動協力謝金」とは、外国人アーティストが、創作活動を行う場合に、国内の研究者等に対してヒアリングを行う場合等に係る経費を想定しています。
- 「審査謝金」は、滞在アーティストを公募し、決定するに当たり審査を行う場合の審査員などに支払う謝金を想定しています。

#### 宣伝費

- 「ウェブサイトでの告知用ページ作成費」は、補助事業に関するウェブサイトのページ作成に係る経費を対象とするものであり、サーバーのレンタルやウェブサイトの運用・管理に係る経費等は補助対象外です。

#### 運搬費

- 「作品運搬費」については、滞在中に創作した作品を、展示会場に運搬する場合や海外アーティストが自国に持ち帰る場合の経費等が対象となります。なお、アーティストの創作作品を展示するに当たり、その展示会を充実させるための当該アーティストの既存の作品に係る運搬費については補助対象外となります。

## ◎任意プログラム

項目	内 容	内 訳
旅 費	国際航空賃、国内交通費（以下留意点を参照）、滞在費（宿泊費、日当）	
創作活動費	材料費、機材借料、燃料費、資料購入費、調査費、制作補助費、消耗品費、処分費等	

### <留意点>

交換派遣プログラムにおける経費は、相手団体との交換要件に合わせ、日本側団体に発生する経費のみを補助対象経費とします。

#### 旅 費

- ・日本から海外派遣されるアーティスト等の「国内交通費」とは、原則、自宅から日本国内の最寄り空港までの往復交通費を想定しています。
- ・「日当」とは、滞在中の食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費をまかなうための経費を想定しています。アーティスト等に対する手当（報酬）は補助対象外となります。
- ・海外派遣アーティストの海外滞在期間中の一時帰国・再渡航に係る費用は補助対象外です。なお、一時帰国、再渡航に係る「国内交通費」、その移動日に係る「滞在費」も補助対象外となります。
- ・「宿泊費」とは、海外派遣アーティストが滞在のためにホテル等の有料宿泊施設を利用した際に係る経費を想定しています。

#### 創作活動費

- ・アーティストが滞在中に行う作品の創作活動に必要な経費（実費）についてのみ対象とします。概算金額をプログラムの開始時に一括等で支給する場合は、当該経費の適切な執行がなされるよう管理してください。招へいアーティスト等に対する謝礼・報酬にあたる経費は補助対象外です。

#### ◆一部業務を外部委託する場合の取扱いについて

- ・本事業において、一部の業務を外部委託することは可能ですが、その場合においては委託した業務の経費を上記項目に分けてそれぞれ記載してください。なお、外部委託に係る一般管理費については補助対象外となります。

## 2. 計上できない経費（補助対象外経費）

○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。） ○職員給与 ○印紙代 ○各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外への送金手数料 等） ○楽器・楽譜購入費 ○キャンセル料 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○施設整備費 ○ビザ取得経費 ○ウェブサイト運用費 ○交際費・接待費 ○予備費 ○取材等に係る経費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費（滞在アーティスト等の日当に含まれるものを除く。） ○記念品代 ○賞品・賞金代 ○保険料 ○備品等購入費 ○国交のない国・地域のみを対象とした事業に係る経費（なお、事業全体の招へい者・参加者等の一部に、国交のない国・地域の者が含まれる場合には、その者に係る経費も対象経費となりますが、その取扱いについては、文化庁の指示に従っていただくことになります。） 等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

## IV 審査及び審査後の手続について

### 1. 審査について

提出された書類を基に、外部有識者で構成する協力者会議に諮って採択事業を決定いたします。審査は、応募事業の企画内容、事業運営等について、以下に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

なお、協力者会議において必要と判断された場合、追加資料の提出を求めることがあります。

#### (審査の視点)

○事業趣旨・目的に沿った中長期的な展望を明確に持ち、AIR事業の実施に意欲的に取り組む内容となっているか。また、当該事業を実施することによって文化芸術の創造・発信拠点の形成が期待できるか。

○地方公共団体や文化芸術団体、アーティスト、地域住民等のステークホルダーと連携・協働した取組となっているか。

○AIR事業が地域にもたらす変化や効果についての展望を持ち、AIR事業の実施に意欲的に取り組む内容となっているか。また、滞在創作活動の内容や国内外芸術家等による地域を巻き込んだイベント等が、文化芸術活動への理解促進、文化芸術による地域課題解決、地域住民等の創造性の向上などに寄与するよう効果的に企画されているか。

○文化芸術振興の観点を踏まえ、プログラムに参加する芸術家が、国内芸術家や地域の文化芸術活動を担う人材の育成・キャリア形成に資する事業内容となっているか。

○プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター、応募する芸術分野や招へい・滞在芸術家等に係る専門分野スタッフ等の配置が適切になされているか。また、補助期間中のみの一過性の取組ではなく、補助事業を通じて地域（補助事業者を含む）に知見やノウハウ、ネットワーク等が残る手法・組織体制となっているか。

○招へい・滞在芸術家等の選考、支援内容、終了後のフォローアップ方法など、事業終了後の効果が見込まれる事業内容となっているか。

○継続的な事業実施のために、自走化に向けての展望を持ち、地方自治体や民間団体等との連携や外部資金の獲得努力がみられるか。

○事業実施に係る経費の積算は妥当であるか。

## 令和5年度「文化芸術創造拠点形成事業」採択一覧

No	都道府県	補助事業者名	事業区分	事業名
1	北海道	札幌市	文化芸術創造拠点形成事業	札幌国際芸術祭を核とした「メディアアーツ都市・札幌」推進事業
2	北海道	東川町	文化芸術創造拠点形成事業	東川町写真文化発展創造事業
3	宮城県	仙南地域 広域行政事務組合	文化芸術創造拠点形成事業	えずこ芸術のまち創造事業
4	秋田県	秋田市	文化芸術創造拠点形成事業	秋田市文化創造プロジェクト －新たな文化の担い手育成事業－
5	山形県	山形市	文化芸術創造拠点形成事業	ユネスコ創造都市やまがた 文化創造都市推進事業
6	茨城県	取手市	文化芸術創造拠点形成事業	社会課題への創造的接続： 「ウェルビーイング」を広げる文化芸術創造拠点形成事業
7	埼玉県	さいたま市	文化芸術創造拠点形成事業	「アーツカウンシルさいたま」を基軸とした 国際芸術祭開催をはじめとする文化政策推進事業
8	千葉県	松戸市	文化芸術創造拠点形成事業	文化の香りのする街構築事業
9	千葉県	浦安市	文化芸術創造拠点形成事業	浦安アートプロジェクト「浦安藝大」
10	東京都	港区	文化芸術創造拠点形成事業	港区 六本木アートナイトを中心とした アートの拠点及びネットワーク事業
11	東京都	豊島区	文化芸術創造拠点形成事業	舞台芸術による社会包摂事業
12	東京都	北区	文化芸術創造拠点形成事業	北とぴあ国際音楽祭
13	東京都	八王子市	文化芸術創造拠点形成事業	地域巡回・発掘型アートフェスティバル事業
14	東京都	調布市	文化芸術創造拠点形成事業	インクルーシブアートプロジェクトを核とした 文化芸術創造拠点形成事業
15	神奈川県	神奈川県	文化芸術創造拠点形成事業	共生共創事業
16	神奈川県	逗子市	文化芸術創造拠点形成事業	逗子アートフェスティバル
17	新潟県	新潟県	文化芸術創造拠点形成事業	舞台芸術を活用した県民参加・体験拡大プロジェクト
18	富山県	富山県	文化芸術創造拠点形成事業	演劇の聖地「利賀」 演劇による知の拠点形成・地域活性化事業
19	富山県	富山市	文化芸術創造拠点形成事業	富山市ストリートカルチャー醸成事業
20	石川県	石川県	文化芸術創造拠点形成事業	いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭開催事業
21	石川県	金沢市	文化芸術創造拠点形成事業	金沢ならではのジャズ文化創造発信事業 「金沢JAZZ STREET」
22	石川県	珠洲市	文化芸術創造拠点形成事業	GIAHS × SDGs × ART ～市民13,000人でつくる「持続可能な奥能登国際芸術祭」～
23	長野県	長野県	文化芸術創造拠点形成事業	信州アーツカウンシル事業 (旧・長野県文化芸術施策推進体制整備事業)
24	長野県	松本市	文化芸術創造拠点形成事業	2023セイジ・オザワ 松本フェスティバル

No	都道府県	補助事業者名	事業区分	事業名
25	岐阜県	岐阜県	文化芸術創造拠点形成事業	清流の国ぎふ芸術祭
26	愛知県	愛知県	文化芸術創造拠点形成事業	国際芸術祭を核とした現代アートの創造・発信拠点形成
27	愛知県	名古屋市	文化芸術創造拠点形成事業	「文化芸術が活きるまち・芸どころなごや」の推進
28	愛知県	豊橋市	文化芸術創造拠点形成事業	穂の国とよはし芸術創造発信事業
29	愛知県	豊田市	文化芸術創造拠点形成事業	豊田小原和紙の情報発信と創造活動拠点づくり事業
30	京都府	京都府	文化芸術創造拠点形成事業	京都府地域文化創造促進事業
31	京都府	京都市	文化芸術創造拠点形成事業	持続可能な文化芸術政策の実現に向けた、 「京都アート・エコシステム」実現計画
32	京都府	亀岡市	文化芸術創造拠点形成事業	かめおか霧の芸術際プロジェクト
33	大阪府	堺市	地域における文化施策 推進体制の構築促進	堺市民文化芸術活動活性化事業
34	大阪府	枚方市	文化芸術創造拠点形成事業	文化芸術による交流促進・賑わい創出事業
35	兵庫県	神戸市	文化芸術創造拠点形成事業	「誰でも、どこでも アートが楽しめるまち神戸」
36	兵庫県	豊岡市	文化芸術創造拠点形成事業	文化芸術創造交流事業
37	奈良県	奈良県	文化芸術創造拠点形成事業	はじまりの都、未来へつなぐ文化創生プロジェクト
38	奈良県	奈良市	文化芸術創造拠点形成事業	アートの担い手とともに育む創造・発信・交流拠点形成事業
39	鳥取県	鳥取県	文化芸術創造拠点形成事業	アートピアとっとり地方創生プロジェクト2023
40	広島県	福山市	文化芸術創造拠点形成事業	ばらのまち福山国際音楽祭開催事業 ～コネクテッドシティふくやま～
41	山口県	山口市	文化芸術創造拠点形成事業	アートセンターを活用した都市の魅力創造事業
42	山口県	宇部市	文化芸術創造拠点形成事業	「UBEビエンナーレ」からひろがる ”まち・ひと・アート”の推進
43	香川県	香川県	文化芸術創造拠点形成事業	瀬戸内国際芸術祭を核とした 現代アートによる地域活性化推進事業
44	愛媛県	松山市	文化芸術創造拠点形成事業	未来へつなぐ道後まちづくり事業(道後温泉活性化事業)
45	高知県	高知県	文化芸術創造拠点形成事業	高知県まんが王国・土佐推進事業
46	福岡県	久留米市	文化芸術創造拠点形成事業	市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米プロジェクト
47	宮崎県	宮崎県	文化芸術創造拠点形成事業	「短歌」で築くみやざきの文化創造・発信事業
48	鹿児島県	瀬戸内町	文化芸術創造拠点形成事業	奄美群島日本復帰70周年を記念した 子どもたちの演劇等文化芸術振興・歴史継承事業

## 令和6年度「文化芸術創造拠点形成事業」採択一覧

No	都道府県	補助事業者名	事業名
1	北海道	札幌市	雪がひらく創造性～メディアアーツ都市・札幌推進事業
2	宮城県	仙南地域広域行政事務組合	えずこ芸術のまち創造事業
3	秋田県	秋田市	秋田市文化創造プロジェクトー新たな文化の担い手育成事業ー
4	山形県	山形市	ユネスコ創造都市やまがた 文化創造都市推進事業
5	茨城県	取手市	社会課題への創造的接続： 「ウェルビーイング」を広げる文化芸術創造拠点形成事業
6	埼玉県	さいたま市	「アーツカウンスルさいたま」を基軸とした文化芸術都市創造事業
7	千葉県	千葉市	アーツカウンスルを核とした千葉国際芸術祭をはじめとする 文化芸術施策の総合推進事業
8	千葉県	松戸市	文化の香りのする街構築事業
9	東京都	豊島区	日常にアート・カルチャーがあふれるまち としま創造事業
10	東京都	調布市	多彩なアートとの出会いを通じた インクルーシブな文化芸術創造拠点形成事業
11	神奈川県	横浜市	国際アートフェアとの連携・国際舞台芸術ミーティングをはじめとした 文化芸術創造都市横浜推進事業
12	神奈川県	川崎市	誰もが文化芸術を楽しめるまち「かわさき共奏のまちづくりプロジェクト」
13	神奈川県	横須賀市	特色ある地域資源を活用した文化芸術拠点形成事業
14	新潟県	新潟県	にいがた芸術・文化育成プロジェクト
15	富山県	富山県	演劇の聖地「利賀」演劇による知の拠点形成・地域活性化事業
16	富山県	高岡市	文化を育むまち高岡推進事業
17	富山県	南砺市	クリエイティブ南砺 ～地域と世界をつなぐ文化芸術創造のまち～
18	石川県	石川県	「ガルガンチュア音楽祭」を核とした文化芸術創造拠点形成事業

No	都道府県	補助事業者名	事業名
19	石川県	金沢市	「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」に向けたジャズ拠点創造事業
20	長野県	長野県	信州アーツカウンシル事業
21	長野県	御代田町	浅間国際フォトフェスティバルPHOTO MIYOTA
22	岐阜県	岐阜県	清流の国ぎふ芸術祭
23	愛知県	愛知県	国際芸術祭を核とした現代アートの創造・発信拠点形成
24	愛知県	名古屋市	「文化芸術が活きるまち・芸どころなごや」の推進
25	愛知県	豊田市	豊田小原和紙の情報発信と創造活動拠点づくり事業
26	京都府	京都府	京都府地域文化活動振興事業～ヒトと場所、文化芸術と地域の輪を育む～
27	京都府	京都市	持続可能な文化芸術政策の実現に向けた、「京都アート・エコシステム」実現計画
28	京都府	亀岡市	かめおか霧の芸術祭プロジェクト
29	兵庫県	神戸市	誰でも、どこでも、アートが楽しめるまち神戸
30	兵庫県	豊岡市	文化芸術創造交流事業
31	奈良県	奈良市	アートの担い手とともに育む創造・発信・交流拠点形成事業
32	岡山県	岡山県	国際芸術祭「森の芸術祭 晴れの国・岡山」を核とした地域創造事業
33	山口県	宇部市	まちと人、人と人をつなぐ「UBEビエンナーレ」
34	山口県	山口市	アートセンターを活用した都市の魅力創造事業
35	高知県	高知県	高知県まんが王国・土佐推進事業
36	長崎県	長崎県	ながさき未来のアーティスト応援事業
37	沖縄県	浦添市	「浦添市ならではの」新文化創造発信事業

令和5年度「アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業」採択一覧

	都道府県	事業者名	事業名
1	青森県	公立大学法人 青森公立大学	国際芸術センター青森 公募型・企画型交換AIR 2023
2	東京都	公益財団法人セゾン文化財団	セゾン・アーティスト・イン・レジデンス
3	神奈川県	特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	Koganecho International Artist's Network 2023
4	愛知県	アッセンブリッジ・ナゴヤ実行委員会	アッセンブリッジ・ナゴヤAIRプログラム2023
5	兵庫県	特定非営利活動法人ダンスボックス	Dance Box Resident Program 2023 アーティスト・イン・レジデンスが結ぶ、地域とダンスと生活
6	兵庫県	豊岡市(城崎国際アートセンター)	城崎国際アートセンター アーティスト・イン・レジデンス プログラム2023
7	大分県	特定非営利活動法人BEPPU PROJECT	KASHIMA 2023 BEPPU ARTIST IN RESIDENCE

## 令和6年度「アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業」採択一覧

No.	事業者名	都道府県	事業名
1	公立大学法人青森公立大学	青森県	国際芸術センター青森 新たな地域・海外団体との連携を目指す公募AIR
2	特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	神奈川県	黄金町バザール2024 アーティスト・イン・レジデンスプログラム
3	アッセンブリッジ・ナゴヤ実行委員会	愛知県	アッセンブリッジ・ナゴヤAIRプログラム2024
4	特定非営利活動法人ダンスボックス	兵庫県	Dance Box Resident Program 2024 リサーチ型のレジデンス・プログラム
5	豊岡市(城崎国際アートセンター)	兵庫県	城崎国際アートセンター アーティスト・イン・レジデンス プログラム2024
6	Do a front	山口県	Do a front AIR 2024
7	福岡市(福岡アジア美術館)	福岡県	福岡アジア美術館 美術作家招聘事業
8	特定非営利活動法人BEPPU PROJECT	大分県	KASHIMA 2024 BEPPU ARTIST IN RESIDENCE